

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店

2 所在地

世羅郡世羅町大字寺町一五四七―一、一五三六番一外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 世羅ショッピングセンター

所在地 世羅郡世羅町大字寺町一五四七―一

(変更後) 名称 世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店

所在地 世羅郡世羅町大字寺町一五四七―一、一五三六番一外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) (一) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) (一) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(二) 名称 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二―六―一〇

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

(変更前) (一) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(二) 名称 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

住所 東広島市西条町吉行向一―六〇

(三) 名称 株式会社増田ストアー 代表取締役 増田 秀紀

住所 世羅郡世羅町大字本郷六三四番地の一

(四) 名称 備後漬物有限公司 代表取締役 佐藤 光信

住所 福山市引野町二丁目一八番二二号

(変更後) (一) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(二) 名称 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文

住所 東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
名称 株式会社アージュ 代表取締役 田村 秀樹
住所 広島市西区商工センター二丁目一五番一号(株)アステイビル五階
名称 備後漬物有限公司 代表取締役 佐藤 光信
住所 福山市駅家町法成寺一六一三―四七
名称 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二―六―一〇

三 変更の日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成十九年七月三日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 平成十八年五月十七日

(二) 平成十九年七月三日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 平成十八年五月十七日

(二) 平成十六年三月一日

(三) 名称及び住所 平成十五年三月一日

代表者 平成十七年三月一日

(四) 平成十四年三月一日

(五) 平成十九年七月三日

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

来客車両専用通路の設置による施設の一体化のため

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 代表者変更のため

(二) 来客車両専用通路の設置による施設の一体化のため

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 代表者変更のため

(二) 住所表示の変更のため

(三) 経営統合及び代表者の変更のため

(四) 住所の移転のため

(五) 来客車両専用通路の設置による施設の一体化のため

五 届出年月日

平成十九年七月十日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

世羅町産業観光課（世羅郡世羅町大字西上原一二三―一）

2 縦覧期間

平成十九年七月二十三日から平成十九年十一月二十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月二十六日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室